南武線沿線まちづくり方針 (案)

【お問い合わせ先】

本方針の内容に関するご質問やご意見等がありましたら、 下記までご連絡ください。

都市整備部 南部地域まちづくり課

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1 電話:042-576-2111(代)内線372 FAX:042-576-0264

令和4(2022)年2月 国立市

南武線沿線まちづくり方針目 次

はじめに

2. 南武線沿線地区

こうした中、東京都は平成16(2004)年の「踏切対策基本方針」で、矢川駅周辺を含む南武線の矢川~立川駅付近を鉄道立体化の検討対象区間に選定し、また、平成30(2018)年には国土交通省が本区間を新規着工の準備区間とする採択を行いました。

東京都は引き続き市や鉄道事業者と連携し、本区間の事業化に向けて取り組んでいくことから、市として、鉄道が立体化された後のまちの将来像や方針を示すため、「南武線沿線まちづくり方針」を定めました。

2. 常此称/口称地区	1
3.南武線沿線地区の将来像	2
4.関連する計画等	3
5.南武線沿線 将来のまちのイメージ及び分野別方針	3
I にぎわい	
	4
I 交通	
	6
Ⅲ くらし	
	8
IV みどり ・景観	
	1 0
今後の進め方	
	1 2

南武線沿線まちづくり方針

はじめに

1

1. 南武線沿線まちづくり方針

国立市内のJR南武線は、谷保、青柳、石田及び富士見台の地域にあり、国立市都市計画マスタープランで「地域拠点」と位置づけている矢川駅及び谷保駅があります。

南武線北側の富士見台地域は、東西の一部を除き、昭和30年代後半に進められた土地区画整理事業により、都市基盤の整った市街地が形成されています。

南武線南側の南部地域は、農地、樹林地、清流、湧水などの自然環境や、神社仏閣などの貴重な地域資源が点在しており、一方で、市街地の形成は一部のエリアに限られ、都市基盤の面で課題が残っている地域です。

また、南武線の周辺は、鉄道による南北地域の分断のほか、踏切による交通渋滞、踏切事故の危険性などの問題も抱えています。

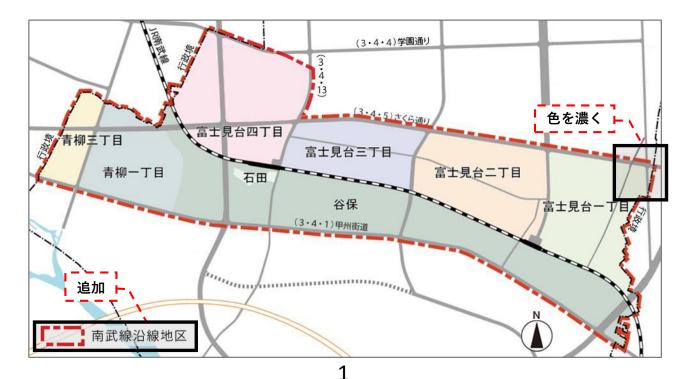
こうした中、東京都は平成16年の「踏切対策基本方針」において、矢川駅周辺を含む南武線の矢 川〜立川駅付近を鉄道立体化の検討対象区間に選定し、また、平成30年には国土交通省が本区間を 新規着工の準備区間とする着工準備採択を行うなど、鉄道立体化に向けた検討が進められています。

そのため、市における今後のまちづくりに向けて、鉄道が立体化された後のまちの将来像や方針 を示すため、「南武線沿線まちづくり方針」を定めました。

本方針では、だれもが安心してまちを歩き、安全で快適な生活を営める「人にやさしいまちづくり」を目指して、鉄道立体化により実現が望まれる様々な取組を、主に基盤整備の視点から示しています。

2. 南武線沿線地区

市域内における J R 南武線の鉄道敷から概ね200~700メートルの範囲で、隣接市との行政境や都市計画道路等により設定した区域を、下図のとおり「南武線沿線地区」とし、本方針における対象地区とします。



3. 南武線沿線地区の将来像

南武線沿線地区の将来像を以下のとおり定めます。

将来像の実現に向けては、一人ひとりの多様性を尊重し、すべての人が互いを認め支え合う 「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に基づき、コミュニティインフラ(暮らしの魅力を高 めるハード・ソフトの生活基盤)」の創出を図ります。

また、都市計画マスタープラン等の上位計画や本地区に関係する各種計画との整合を図りながら、特に「超少子高齢社会」と「地域防災」の視点を重視し、4つの分野別方針に基づく取組を進めます。

■ 沿線地区の将来像

多彩な暮らしと豊かな地域資源が調和した
国立南の玄関ロ ---- 魅力あるまち
~子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせるまち~

■ 実現に向けた取組

連携 協働

超少子高齢社会への視点と地域防災の視点を重視 4つの分野別方針に基づく取組



にぎわい

くらし

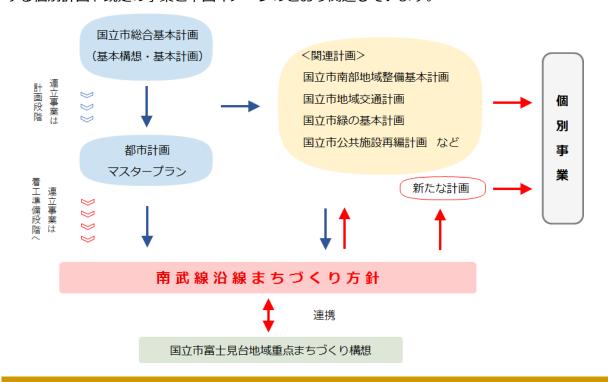
交通

みどり・景観



4. 関連する計画等

本方針は、国立市総合基本計画(基本構想・基本計画)、国立市都市計画マスタープラン、関連する個別計画や既定の事業と下図イメージのとおり関連しています。



5. 南武線沿線 将来のまちのイメージ及び分野別方針



2

3





にぎわい

課 題

■地域住民の生活の中心となる魅力的な商業地形成

- 〇駅周辺の近隣商業地では、「地域拠点」にふさわしい土地利用による魅力的な商業地の形成が求められています。
- ○鉄道立体化を契機とした駅周辺の新たなまちづくりを進める必要があります。

■地域コミュニティの拠点としての商店街

〇高齢者や子育て世帯が訪れやすい、多様な世代が交流する地域密着型の商業地形成が求められて います。





方針,2図_

~ 凡 例 ~



駅周辺の顔づくり



地域に密着した商業施設によるにぎわいづくり



新たな地域づくり



地域力をいかした場づくり



公共施設及び団地





方 針

●「にぎわい」に関する鉄道立体化の効果

南武線の立体化区間では、南北市街地の一体化により駅を中心とした商業機能の拡充が期待されます。

また、駅を中心とした近隣商業地における来訪者の回遊性を高めます。

■既存の商業施設や地域資源等を最大限に活用した、にぎわいづくり・交流活動の活発化を目指します

(1) 駅周辺の顔づくり

- ・市街地の変化に対応した駅周辺の拠点機能の形成
- ・人が集い、憩えるゆとりある駅前空間の創出
- ・地域にふさわしい個性ある駅前空間の形成

(2) 地域に密着した商業施設によるにぎわいづくり

- ・近隣住民の日常の生活利便性の向上のための施設の集積
- ・空き店舗等の活用

(3) 新たな地域づくり

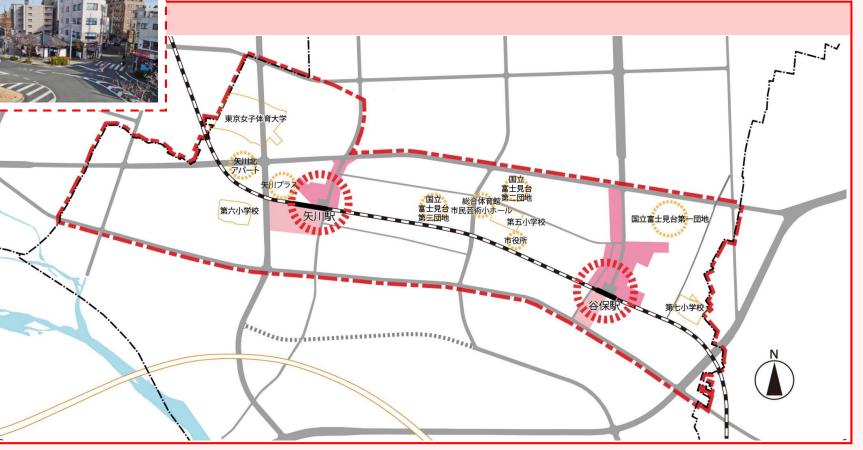
・景観に配慮した住宅と地域に密着した商業・業務施設の誘導

(4) 地域力をいかした場づくり

- ・自治会や地域住民等が連携したイベントの実施
- ・子育て世代や高齢者の交流・情報交換の場の確保
- **└** 景観に配慮した住宅と、だれもが利用しやすい地域に密着した商業・業務施設の誘導
- ■超少子高齢社会への取組方針 ⇒ 商店街を中心とした、多世代が集い交流できる場づくり

5

■地 域 防 災 の 取 組 方 針 ⇒ 商店会・自治会と連携した地域防災活動の促進







Ⅱ交通

題 課

■踏切の対策

○矢川踏切などは東京都の「踏切対策基本方針」において重点的 な対策を実施、検討する踏切に位置づけられており、交差の立 体化や踏切対策による問題解消が必要です。

■駅前広場の改善

○矢川駅北側の駅前広場は、十分な乗降場を確保できていないため、 歩行環境の向上や交通結節機能の強化を図る必要があります。

■安全な道路空間の確保

- ○児童・生徒の安全な通学のため、通学路にある踏切の安全対策が 必要です。
- ○高齢者やしょうがいしゃが積極的に外出できるよう、安全な歩行 環境が求められます。
- ○地震や台風などの災害時に避難・緊急活動を安全に行える道路空 間の確保が必要です。

■都市計画道路の未整備区間

○都市計画道路3・3・15号線、3・4・5号線、3・4・14号線を 整備し、歩行・交通環境の改善を図る必要があります。

■公共交通への対応

〇人口、利用者の減少などから、公共交通の規模縮小、サービスの 低下が懸念され、これに対応する公共交通の具体的な施策の推進 を図ることが必要です。





方

●「交通」に関する鉄道立体化の効果

踏切の解消と都市計画道路の整備は、踏切遮断による渋滞を解消し、円滑な交通ネット ワークや通学路の構築、通過交通の抑制により、歩行者や自転車にとって安全な交通環境の 形成が期待されます。

針

また、鉄道立体化や都市計画道路の整備とあわせ、狭あい道路の解消や生活道路の整備を 進めることで、消火活動の円滑化や緊急車両の通行が可能になります。

■鉄道立体化を通じた、安全な歩行環境の確保及び円滑な交通環境の形成を目指します

・交通結節機能を高める駅前広場の整備

・駅施設の利便性向上の促進

(1) 鉄道立体化の実現

- ・鉄道立体化による踏切の解消と道路整備
- (2) 交通結節機能の強化
- ・駅周辺へのアクセス道路の整備 交通結節機能を高める駅前広場の整備 ・民間バスやコミュニティバス路線の拡充・再編
- 駅周辺へのアクセス道路の整備
- ・民間バスやコミュニティバス路線の拡充・再編

(3) 安全で歩きやすい歩行空間の確保

- ・都市計画道路等の整備による歩車分離・バリアフリー・無電柱化の推進と自転車走行空間の確保
- ・建築物の建替え等にあわせた狭あい道路の拡幅整備
- 南部地域整備基本計画に基づく道路の拡幅整備

(4) 円滑な交通ネットワークの形成

- 都市計画道路の整備
- ・生活道路ネットワークの形成、円滑な避難が可能な避難経路の整備
- ・南武線南側における東西方向の交通環境の強化

■超少子高齢社会への取組方針 ⇒ 誰もが安心・安全・快適に歩ける道路空間の形成

■地 域 防 災 の 取 組 方 針 ⇒ 狭あい道路の解消、無電柱化の推進、緊急輸送道路の





避難場所の機能強化及び 円滑な避難が可能な避難経路の整備



安全で歩きやすい歩行空間の確保 円滑な交通ネットワークの形成

東西交通の強化)





くらし



課 題

■市街地の特性に応じた居住環境の確保

- 〇地区ごとの市街地特性にあわせて、良好な街並みの維持・形成を 図る必要があります。
- 〇低層住宅と中層住宅、住宅と工業など、異なる建築形態や用途の 施設の調和を図る必要があります。

■団地等における良好な住環境の確保

○建設から50年以上経過している団地では、居住者の高齢化率も高くなっていることから、建替えが実施される際には多様な世代が安心して暮らすことができる、持続可能な地域コミュニティを目指していく必要があります。



■まちの安全性の向上

- 〇地震や台風などの災害に強い市街地の形成、建物の集積、防災拠 点の機能強化を図る必要があります。
- 〇地域で共に助け合う自助・共助に根ざした防災体制の強化など、 ソフト面からの取組も必要です。



- ・<u>「国立市富士見台地域重点まちづくり構想」</u>の取組による新たな若者・子育て世代の居住や、 <u>ゾーンを越えて利用される医療・介護連携拠点の整備推進など、高齢者も安心して暮らせる良</u> 好な住環境の形成
- ・だれでも快適に暮らせる、だれもが自分らしい暮らしを続けられる団地環境の実現

~ 凡. 例 ~

- 緑豊かな低層住宅ゾーン
- 街並みに調和した中層住宅ゾーン
- 沿道の中層住宅ゾーン
- 環境に配慮した魅力ある団地ゾーン
- 環境に配慮した住工共存ゾーン
- 公共施設及び団地





●「**くらし」に関する鉄道立体化の効果** 南北市街地が一体となることで、だれもが安心してまちを歩ける環境の形成、小・中学校

区の鉄道による分断の解消、まちづくり活動への参加のしやすさなど、活発な地域活動に支えられた暮らしやすい生活環境の形成が期待されます。

針

■だれもが暮らし続けられる緑豊かで落ち着きのある住宅地の形成を目指します

(1) 緑豊かな低層住宅ゾーン

- ・農地等と調和した住宅地や道路整備による、ゆとりある住環境の形成
- (2) 街並みに調和した中層住宅ゾーン
- ・緑豊かな住環境の保全、身近な緑の創出、オープンスペースの確保等による防災機能が高い街 並みの整備

(3) 沿道の中層住宅ゾーン

・都市計画道路の整備にあわせた土地利用や沿道建築物の不燃化による、防災性に優れた良好な 住環境の形成

(4) 環境に配慮した魅力ある団地ゾーン

団地再生の取組による新たな若者・子育て世代の居住や、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進など、ハードとソフトが連携した良好な住環境の形成

(5) 環境に配慮した住工共存ゾーン

・住宅地の居住環境に配慮した土地利用や緑化の推進による、住宅地と工業・業務が共存する良好な市街地環境の形成

■超少子高齢社会への取組方針 ⇒地域包括ケアシステムの推進、子育て支援拠点の機能強化

■地 域 防 災 の 取 組 方 針 ⇒ 建物の不燃化・耐震化、ブロック塀の解消、マンホールトイレの整備拡充、地域防災活動の促進





みどり・景観



鉄道立体化にあわせた駅前広場や都市計画道路の整備によって公共空間の整備と沿道建築物の更新が進み、新たな緑地の創出や<u>今ある様々な地域の風景など</u>良好な都市景観の形成が期待されます。

■地域の特性に応じた地域資源の保全と活用

○本地区および周辺には、農地、水の軸である矢川、緑の拠点である谷保第三公園・矢川上公園・城山公園・谷保天満宮や旧本田家住宅など多様な自然資源や歴史資源があり、これらの地域資源を適切に保全し活用していくまちづくりが求められます。

■都市の景観・環境への配慮

- 〇大学通り、さくら通り、矢川通りなど、シンボルロードにおける緑豊かな道路景観の保全と育成により、だれもが歩きたくなる都市景観が求められています。
- ○公共施設や団地などの大規模な施設の緑化を積極的に進め、都市農地 や自然資源と調和した緑豊かな生活環境の形成が必要です。

■公園等のオープンスペースの確保

- ○公園は憩いや交流の場であるほか、災害時の避難場所や地域活動の拠点などの機能も有するため、計画的なオープンスペースの確保が必要です。
- ○既存の公園は、安全・快適に利用できるよう適切な維持管理が必要です。







方 針

●「みどり・景観」に関する鉄道立体化の効果

鉄道立体化に伴う駅前広場や都市計画道路の整備にあわせた公共空間の整備と沿道建築物の更新等により、新たな緑地の創出や良好な都市景観の形成が期待されます。

■地域資源を大切にし、水と緑を身近に感じられる美しい街並みの形成を目指します

- (1) 緑のネットワークの形成
- ・南北市街地の一体化による、地域資源をつなぐ歩いて楽しい緑のネットワークの形成
- (2) 公園の維持管理・整備拡充
- ・既存公園の適切な維持管理、新たな公園の整備・拡充
- (3) 矢川の保全
- ・水辺の自然環境の保全、親水性の高い良好な水辺空間の整備
- (4) 沿道の緑化
- ・地域のシンボルとなっている街路樹の適正な維持管理、地区計画等による沿道の緑化
- (5) 農地の保全・有効利用
- ・営農環境に配慮した農地の保全、市民農園などによる農地の有効利用
- (6) 公共施設及び住宅団地内の緑化
- ・公共施設の再編等にあわせた緑化
- ・団地等の緑豊かなオープンスペースの保全と適正な維持管理
- ■超少子高齢社会への取組方針 ⇒ だれもが歩きたくなる緑豊かな散歩道ネットワークの形成
- ■地域防災の取組方針⇒避難場所となるオープンスペースの確保、防災協力農地の拡充

方 針 図

~ 凡 例 ~

全体 緑のネットワークの形成

公園の維持管理・整備拡充

矢川の保全

沿道の緑化

農地の保全・有効利用

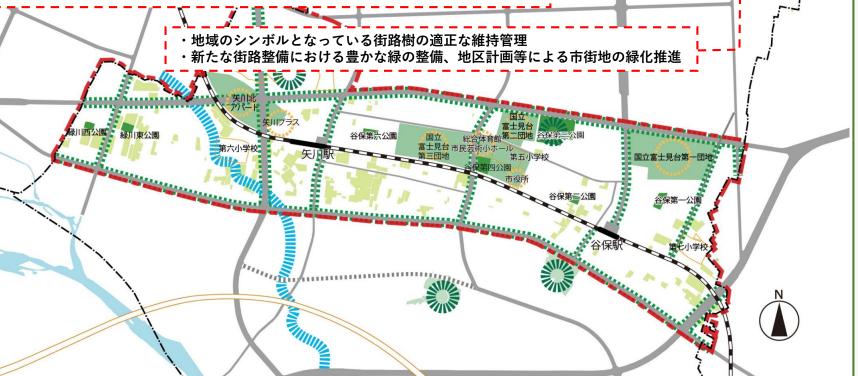
公共施設及び住宅団地内の緑化

緑の拠点

公共施設及び団地

(5) 農地や地域の緑の保全・有効利用

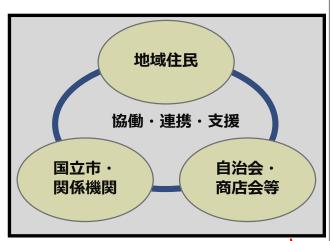
・営農環境に配慮した農地<u>や、古くから親しまれている地域の緑等の</u>保全、市民農園などによる 農地の有効利用



10

今後の進め方

「南武線沿線まちづくり方針」に基づき、 地域住民や自治会・商店会等による主体的 な取組や、東京都、鉄道事業者等の関係機 関との調整を図りながら、互いに協働・連 携・支援してまちづくりを進めていきます。



まちづくり方針の策定

方針の実現に向けた取り組み

方針の具体化

実践

上 位 関 連 計 画 本方針

方針の策定南武線沿線まちづくり

南武線沿線

〈取り組みの主体・時期・効果的な手法〉 まちづくり手法の検討

みの **さづくり手法** (地域との連携・協働によるまちづくり) ま**ちづくり手法の導入**

ちづくり手法の

具体的なまちづくりの取り組み

協働・連携・支援によるまちづくり

鉄道立体化の実現に向けた働きかけ

